

○臨港地区内の分区における構築物の規制条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 23 号）別表第 1 及び別表第 4 に規定する事業等の指定

〔平成 28 年 4 月 1 日  
告示第 8 号〕

臨港地区内の分区における構築物の規制条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 23 号）別表第 1 第 2 号及び別表第 4 第 9 号に規定する管理者が指定する事業等を次のように指定する。

- 1 管理者が指定する事業（別表第 1 第 2 号）  
鉄道業、水先業、曳船業、綱取業、通関業、船舶給水業、船舶給油業、海難救助業、港湾関係団体が行う事業、海事代理士業、港内清掃業、船舶製造・修理業及び荷役機械等修理業
- 2 管理者が指定する団体及び業者（別表第 4 第 9 号）  
漁業関係団体、水産関係者、水産関係団体、水産関係運送業、船舶給水業、船舶給油業、海難救助業及び船舶製造・修理業